

VIII 町民経済計算の概念

1 町民経済計算とは

町民経済計算とは、河北町の1年間の経済活動を取りまとめたものである。これは、町の経済規模・経済成長率・産業構造・所得水準などを明らかにするものであり、地域経済分析や諸施策の企画・立案などの基礎資料として利用されている。推計は、国民経済計算や県民経済計算と共通する「1993 国民経済計算体系（93 SNA : System of National Accounts 1993）」という現行の国際的体系に基づいて行われている。

国連は昭和 43（1968）年に、これまで個別に整備されてきた諸勘定が体系的に統合された国際的標準体系（68 SNA）を勧告し、国はこの勧告に基づき昭和 53 年に「国民経済計算」体系へ移行した。国連ではその後の経済状況の変化に対応することなどを目的として、平成 5 年（1993 年）に体系の改訂を行っており（93 SNA）、国は平成 12 年 10 月に「国民経済計算」の 93 SNA への移行を行った。山形県でも、平成 6 年度に、それまでの「県民所得」体系から 68 SNA の考え方に基づく「県民経済計算」体系へ移行した。その後、平成 14 年度に 93 SNA への移行を行った。

町民経済計算では従来、概念調整方式¹により推計を行ってきたが、県などとの整合性を図るため、平成 9 年度に 68 SNA へ移行した。また、平成 14 年度に県民経済計算と同様に 93 SNA への移行を行った。

¹ 概念調整方式

SNA 概念への調整方式。旧方式の所得推計から SNA 方式に移行する過程の第 1 段階。

2 経済の循環と三面等価

経済活動によって生産された付加価値は、労働者や企業に賃金や利潤として分配され、分配された所得は消費や投資として支出される。

このように経済活動は<生産>→<分配>→<支出>と「循環」しているが、この三つは同じ付加価値を異なる三つの側面から見たもので、本来一致すべきものである。これを「三面等価の原則」という。

なお、町民所経済計算では、生産面から把握した「町内総生産」、分配面から把握した「町民所得」を推計の対象としている。



3 統計表の基礎概念

(1) 町内総生産

1年間に町内の生産活動によって新たに生み出された価値（付加価値）の評価額を示したもので、産出額から中間投入²を除いたものにあたる。産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の経済主体別に構成されている。

① 産業

市場での利潤の追求を目的として財貨・サービスを生産する事業所（主に民間の事業所）によって構成される。民間の事業所と類似した生産構造を持つ公的企業³などもここに含まれる。

② 政府サービス生産者

通常産業活動では一般的に供給されないような社会に共通のサービスを、無償ないし生産コストを下回る価格で供給する主体で、国出先機関・県・市町村・社会保障基金から構成される。電気・ガス・水道業（公営の下水道・廃棄物処理）、サービス業（国公立学校など）、公務からなる。

③ 対家計民間非営利サービス生産者

利潤の追求を目的とせず家計に対しサービスを提供する団体で、私立学校・私立社会福祉施設・宗教団体などが含まれる。

(2) 町民所得

生産活動で生み出された付加価値が、町民（生産要素を提供した町の居住者）にどのように分配されるか把握したもので、雇用者報酬、財産所得（非企業部門）、企業所得（法人企業の分配所得受払後）から構成される。

① 雇用者報酬

雇用者に対する給与や諸手当の支払で、社会保険の雇主負担分や退職一時金も含まれる。

② 財産所得（非企業部門）

資産の貸借により生じる所得の移転で、利子・法人企業の分配所得・保険契約者に帰属する財産所得・賃貸料からなる。一般政府・家計・対家計民間非営利団体のそれぞれについて計算される。（企業については企業所得に含まれる）。

③ 企業所得（法人企業の分配所得受払後）

営業余剰・混合所得（個人企業の営業余剰相当）に企業の財産所得の受取を加え、支払を控除したもの。民間法人企業所得・公的企業所得・個人企業所得からなるが、町民経済計算では、資料の制約から、民間法人企業所得、個人企業所得は推計せず、民間企業所得として一括推計している。

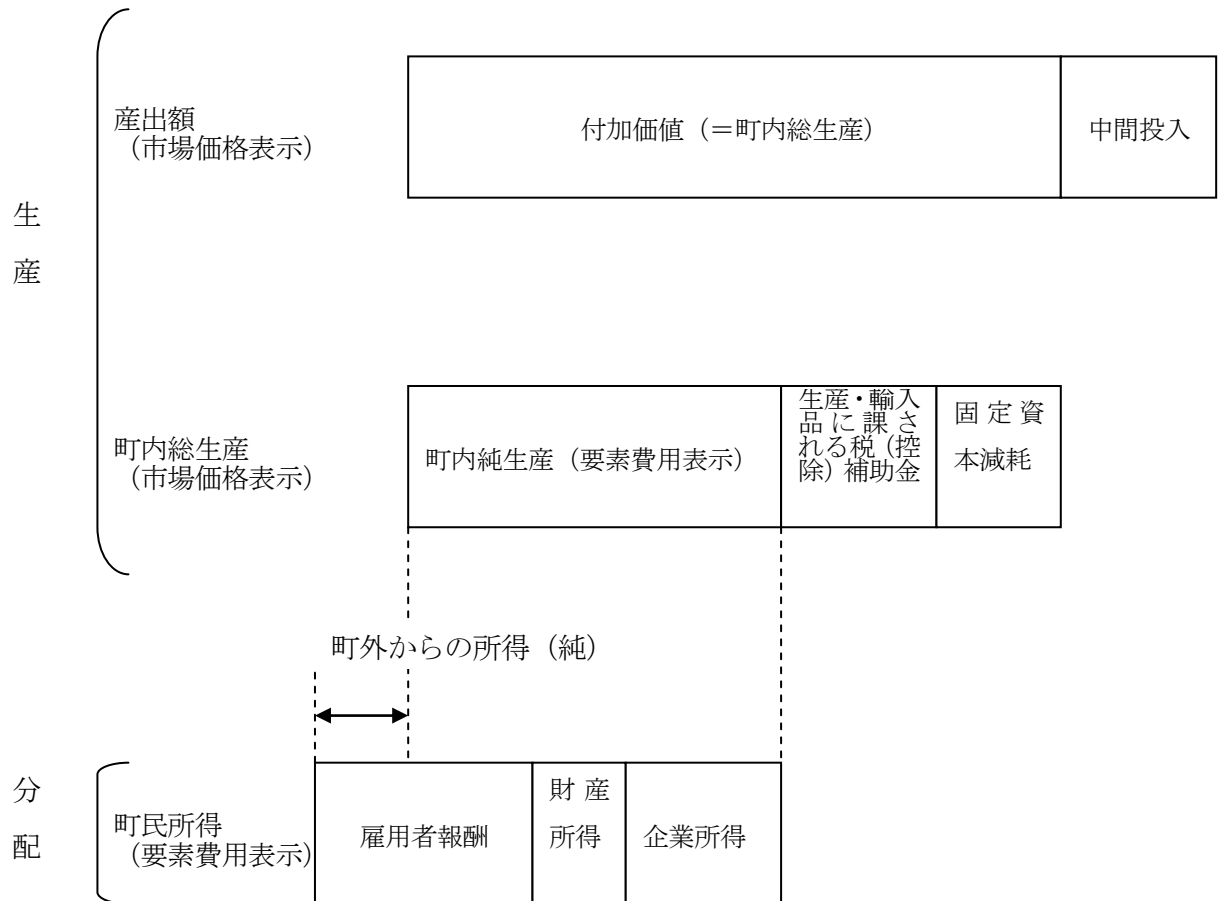
² 中間投入

原材料・光熱水費・間接費など、生産の過程で消費された財貨・サービス。

³ 公的企業

国有林野事業、食糧管理事業、郵便事業、郵貯・簡保事業、道路公団、県・市町村の企業会計、国公立病院事業。

<町民経済計算の構造>



4 用語

(1) 「内」と「民」の違い

町民経済計算では、推計方法の違いで「内」ベースと「民」ベースの2つが使い分けられている。

「内」ベースはその生産に携わった人の勤務地に着目（属地主義）してとらえるもので、一方「民」ベースは生産に携わった人の居住地に着目（属人主義）するものである。例えば、A市に居住し、B市で働いている人の場合、その人の生み出した付加価値は、生産系列ではB市の市町村「内」総生産、分配系列ではA市の市町村「民」所得として把握されることになる。

(2) 「総」と「純」の違い

付加価値は、固定資本減耗⁴を含むかどうかで2つの捉え方がある。固定資本減耗とは、機械や設備などの通常の使用による摩耗分（企業会計でいう減価償却費相当）に、通常起こりうる程度の事故などによる減失分を加えたもので、産出額から中間投入を引いた「総」生産にはこの分も含まれている。一方、この固定資本減耗分を控除した正味の付加価値が「純」生産になる。

「総」生産－固定資本減耗＝「純」生産

（※資料の制約等から純生産は表章していない。）

(3) 「市場価格表示」と「要素費用表示」の違い

所得の表示には、市場価格表示と要素費用表示の2つがある。市場価格表示は、所得を市場で取り引きされる価格で評価したもので、この価格は消費税などの生産・輸入品に課される税⁵分だけ高く、財貨の価格を下げるために政策的に拠出する補助金⁶分低くなっている。

そこで、市場価格表示から生産・輸入品に課される税を引いて補助金を加えたのが要素費用表示になる。この要素費用表示は、生産に必要とされる生産要素に対して支払われる価格で評価したものになる。通常、「市町村内総生産」は市場価格表示を、「市町村民所得」は要素費用表示の数値を使用している。

市場価格表示－生産・輸入品に課される税＋補助金＝要素費用表示

⁴ 固定資本減耗

構築物・設備・機械等、再生産可能な有形固定資産及び無形固定資産について、通常の摩耗や損傷、通常起こりうる程度の事故による損害からくる減耗分を評価した額。

⁵ 生産・輸入品に課される税

産業から一般政府への移転で、市場価格を変化させる。消費税、酒税、固定資産税などいわゆる間接税に相当するものを含む。

⁶ 補助金

一般政府から産業への移転で、市場価格を変化させる。利子補給金、公的企業への経常補助金など。

(4) 帰属計算

帰属計算はSNA上の特殊な概念である。実際には市場で財やサービスの授受が行われていないにもかかわらず、あたかも行われたようにみなして計算を行うことをいう。「帰属家賃」や「帰属利子」がこれにあたる。

帰属家賃

持ち家を自分自身に貸していると擬制して市場家賃で評価したもの。居住形態(持ち家、借家、借間)の違いによる総生産額等の差を無くすための概念。生産系列では不動産業の算出額の一部として、分配系列では民間企業所得の持ち家に計上される。

帰属利子

金融業の受取利子・配当と支払利子の差額。本来、利子などの財産所得は、生産活動により新たに生じた付加価値ではない。しかし、金融業の付加価値額に利子の差額分を含めないとマイナスとなり、他の産業と比較するのに不都合である。そこで金融業に限り、一旦付加価値額に利子の差額分を含め、小計の後で控除することとしている。

(5) 一人当たり町民所得

生産活動で生み出された付加価値を、生産活動に参加した経済主体に分配したものを、それぞれ雇用者報酬、財産所得(非企業部門)、企業所得(法人企業の分配所得受払後)といい、これらの合計が町民所得である。各市町村の所得水準を比較するときに使われる「一人当たり市町村民所得」は、これをその年10月1日現在の各市町村の総人口で割ったもののことである。

したがって、「一人当たり市町村民所得」は企業の利潤なども含んだ各市町村経済全体の所得水準を表す指標であり、町民個人の給与や実収入などとの比較はできない。

(6) 遡及改訂

町民経済計算は県民経済計算などと同様に、新しい年度の推計結果が公表されると、併せて過去の各年度の数値も遡って改訂される。これは、統計調査の中には毎年実施されないものも多く、実施されない中間年度については暫定的に推計した数値を使うために、その後新しい調査結果が公表された時にそのデータを使って過去に遡って数値を修正していることや、推計方法の見直しを行っていることなどが要因となっている。